五　［略］

六　閉鎖措置又は廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十二　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十四　設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。

十五　［略］

十六　［略］

十七　第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十八　［略］

十九　［略］

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

［3・4　略］

第六十四条　削除

六　［同上］

七　閉鎖措置又は廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

［イ～ハ　同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

十四　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

十五　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　［同上］

［号を加える。］

十九　［同上］

二十　［同上］

二十一　［同上］

二十二　［同上］

二十三　［同上］

［3・4　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第六十四条　法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。